

平成 25 年 11 月 11 日

参議院法務委員会  
委員長 荒木 清寛 様

公益社団法人全国精神保健福祉会  
理事長 川崎 洋子

「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案」に対する意見

標記法案は、平成 25 年 11 月 5 日に衆議院本会議で可決され、現在、貴委員会にて審議が行われています。この法案は、特定の疾患を挙げて罰則の対象にすることを規定しています。先の国会における道路交通法の一部改正と同様、これは、精神障がい者に対する差別や偏見、社会的排除を強化するものであり、大変遺憾です。特定の病名を挙げて罰則の対象にしないよう、以下、この法案に対して意見いたします。

記

1. 精神障がい者の事故はきわめて少ないです。特定の病名を挙げて罰則の対象とすることは、差別・偏見を助長するものです。

死亡事故統計からみて、精神障がい者の事故は極めて少ないです。平成 19 年から平成 23 年までの 5 年間で、統合失調症の人が起こした死亡事故は 3 件とされています。一般の死亡事故は約 2 万 5 千件です。精神障がいのある人の事故は少ないのに、なぜ精神障がい者の運転は危険だとして処罰を重くされるのでしょうか。

統合失調症、そううつ病など、精神疾患をもつ人の多くは、医師の指導のもと適切に服薬し、病気とつきあいながら生活しています。自動車の運転についても医師と相談し安全に運転しています。個別の病名を特別視して罰則を設けることは、その病気とつきあいながら生活している人への差別・偏見と言わざるを得ません。

2. 精神障がい者の地域生活を推進している国の施策の流れに逆行するものです。

国は、今、精神障がい者の地域生活を推進しています。現に地域で暮らす多くの精神障がい者がいます。交通の便の悪い地域では、日常生活には車は欠かせません。この法律によって、精神障がい者が家に引きこもり、症状を悪化させることが大いに懸念されます。この法律は、精神障がい者の社会参加を阻み生活をしづらくさせるものです。

以上